

1. こども医療費助成制度について

①制度拡充の概要

加西市では、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるようにするために、小学4年生から中学3年生までの通院療養に要する費用を対象とした「こども医療費助成制度」を実施しておりますが、平成24年7月1日から助成額を拡充し、自己負担額を無料とします。

なお、こども医療費助成制度の概要は次のとおりです。

助成対象者	加西市に住所がある小学4年生から中学3年生の保護者等
助成額	通院療養に要する自己負担額（2割負担→自己負担なし）
所得制限	保護者等の市民税所得割税額 235,000円未満 ※税制改正による扶養控除の見直し前の税額で判定

※小学4年生から中学3年生までの入院療養に要する費用助成については、従来から自己負担額は無料となっています。

②「こども医療費受給者証」について

平成24年7月1日から使用する「こども医療費受給者証」の一部負担金は、外來が0円となります。

また、小学4年生から中学3年生で「重度障害者医療費受給者証」及び「母子家庭等医療費受給者証」を使用しているこどもについては、7月1日から「こども医療費受給者証」に変更になります。ご注意ください。

法別番号「48」や受給者番号は現在使用しているものと同じです。

2. (高齢) 重度障害者医療費助成制度について

重度障害者医療費助成、高齢重度障害者医療費助成の法別番号が平成24年7月1日から変わります。

	法 別 番 号	
	平成24年6月30日まで	平成24年7月1日から
重度障害者医療制度	82	83
	43	44
高齢重度障害者医療制度	58	59
	68	69

一部負担金等の制度内容について変更はありません。